

八代市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年 2月29日(木) 午後14時00分から午後14時50分

2. 開催場所 八代市役所 3階301会議室・302会議室

3. 出席委員(17人)

会長	1番	白石勝敏
	2番	吉永安圭美
	3番	平野英明
	4番	橋本一郎
	5番	萩本一浩
	6番	中村和人
	7番	深田 智
職務代理者	9番	内田孝光
	10番	有馬日夫
	11番	門田静子
	13番	宮山卓也
	14番	松本秀昭
	15番	木村秀子
職務代理者	16番	本田友治
	17番	松田林一
	18番	倉井正治
	19番	吉田寛実

4. 欠席委員(2人)

8番	高野康喜
12番	森本 健

5. 出席推進委員(26人)

吉田和功
本田あゆ子
福島正一
齊藤光幸
中西千代志
鞍本敏男
渡邊康之
光永信一
林田孝介
矢鉾次義
石田雄一
有村敏之
鶴山正行
高木 淳

杉本秀雄
宮本光治郎
福本啓治
高橋豊
上原誠
福間定一
藤山利秋
橋本正治
上村正弘
上村武敏
寺本和男
黒田浩一郎

6. 議事日程

- | | | |
|----|--------|------------------------------|
| 第1 | 議案第71号 | 農地法第3条（委員会）について |
| 第2 | 議案第72号 | 農地法第4条（知事）について |
| 第3 | 議案第73号 | 農地法第5条（知事）について |
| 第4 | 議案第74号 | 農地法第5条事業計画変更申請について |
| 第5 | 議案第75号 | 基盤強化法（農用地利用集積計画の公告）について |
| 第6 | 議案第76号 | 農地中間管理事業法【農用地利用集積計画一括方式】について |
| 第7 | 議案第77号 | 農用地利用集積等促進計画案について |
| 第8 | 議案第78号 | 非農地証明願について |

7. 農業委員会事務局職員

局長	柿本	光明
主幹兼係長	宮野	優
主幹	小山	貴晴
参事	橋本	周斉
主任	竹下	慎一

8. 会議の概要

事務局

皆さん、こんにちは。
総会の開催に際しまして、注意事項を申し上げます。
御発言につきましては、会場の正面に向かって左手に設置しております演壇の場所で発言をお願いします。総会時間の短縮や議事録の作成の観点から、簡潔明瞭な御発言をお願いします。
それでは、ただいまから2月の総会を開催いたします。
本日は、高野委員、森本委員から欠席の連絡が入っております。
本日の出席委員は定足数に達しておりますので、総会は成立しております。
それでは、会議規則のとおり会長に議長をお願いし、議事の進行をお願いします。

議 長

皆さん、こんにちは。

それでは、2月の農業委員会総会を始めます。総会の審議がスムーズに進行しますよう、皆様の御協力をよろしくお願い申し上げます。

最初に、本日の議事録署名委員を指名します。14番 松本秀明委員、15番 木村秀子委員をお願いいたします。

それでは議事に入ります。

議案第71号農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第71号農地法第3条第1項の規定による許可申請について、議案書1ページのとおりに付議いたします。

今月の所有権移転申請は、売買による取得が1件、贈与による取得が4件ありました。地目は田7,016m²で、内容につきましては議案書記載のとおりです。

これらは、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。御審議方、よろしくをお願いいたします。

議 長

ただいま事務局から説明がありました案件につきまして、各担当委員さんから説明をお願いします。

1番、植柳。

推進委員

植柳麦島担当の矢鉾です。申請番号1番について説明します。

譲渡し人の方が相続した農地を実家に贈与するといった案件です。譲渡し人と譲受け人は親族関係にあり、申請地の隣の農地は譲受け人の農地で、現況は一枚になっております。これまでも譲受け人の方が耕作されてきたとのことで問題はないと思います。御審議方よろしく申し上げます。

議 長

2番、千丁。

推進委員

千丁の高橋です。

2月の16日、深田委員はじめ4名で現場確認に行きました。場所は○○○○○
○○○○○○○○のすぐ裏側でありまして、譲渡し人は県外在住です。譲受け人は長年にわたり耕作されていたので、何も問題ないと思います。審議のほど、よろしく申し上げます。

議 長

3番、鏡。

推進委員

鏡地区担当の橋本です。

申請番号3番について説明します。申請地は□□□□□のあった交差点から南東に△△△メートルぐらい行ったところですが、譲受人に話を聞いて、23日に現地を確認しました。現在譲渡人の申請地を譲受人が耕作されており、譲渡人から申請地を買ってくれないかと要望されたそうです。問題ないと思います。御審議よろしくお願ひします。

議 長

4番、鏡。

推進委員

鏡地区担当の上村です。

申請番号4番について説明いたします。申請地は集団農地の中にある優良農地です。譲渡し人と譲受け人は兄弟です。昨年12月の総会でも審議をいただきましたが、弟から貸借していた申請地を譲り受けるものです。兄弟ともに担い手として農業に取り組んでいますので、今回の申請についても何ら問題はないと考えます。御審議方よろしくお願ひします。

議 長

5番、鏡。

推進委員

鏡地区担当の寺本です。

申請番号5番について説明します。申請地は□□駅から東へ△△△メートル、南へ△△メートルほど入った用水路沿い、氷川町との境になります。申請地は平成13年に出し手の方へ売買されましたが、今回利用の予定がなくなったとのことで、受け手の方へ贈与されるとのことです。何も問題はないと思います。御審議よろしくお願ひします。

議 長

以上の案件につきまして、皆さんから何か質問はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長

では、異議がなければ挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

挙手全員ということで、認めることといたします。よって、申請を許可いたします。

事務局

次に、議案第72号農地法第4条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

議案第72号農地法第4条の規定による許可申請について、議案書2ページのとおり付議いたします。

今月の申請は2件で、内容につきましては議案書記載のとおりです。

それでは最初に、農地転用許可の立地基準について説明いたします。

1番及び2番の案件は、用途地域内の農地であるため、第3種農地に区分され、許可は可能と判断しました。

なお、1番の案件については無断転用であることから、追認許可を得るための始末書が添付されております。

次に、一般基準について説明いたします。

農地転用の確実性や周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないことなどから、全ての案件が許可は可能と判断いたしました。

それぞれ御審議、よろしく願いいたします。

議長

ただいま事務局側から説明がありました関係につきまして、各担当委員さんから説明をお願いします。

1番、八千把。

推進委員

八千把担当の中面です。

申請番号1番について説明します。申請地は上野町の□□□□□より北へ△△△メートル行ったところで、周りが住宅地で、現況業務用資材倉庫敷地として利用されていた農地で、このたび敷地拡張しようとしたところ、無断転用と判明したので今回の申請になりました。無断転用のため始末書が添付されています。審議をお願いします。

議長

2番、麦島。

推進委員

植柳麦島担当の矢鉾です。

申請番号2番について説明します。申請地の転用目的は個人住宅を建設したいということです。申請地は植柳新町の閑静な住宅街の中にあり、東側に市道、南側、西側は宅地であり、北側に農地がありますが、一日中陰になることもないと思われるので、周囲農地への影響はないと考えます。御審議よろしく願いいたします。

議長

以上の案件につきまして、皆さんから何か質問はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長

では、異議がなければ挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

挙手全員ということで認めることといたします。よって申請を許可いたします。

次に、議案第74号農地法第5条事業計画変更申請について先に審議いたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第74号農地法第5条事業計画変更申請について、議案書8ページのとおり付議いたします。

今月の申請は1件で、その内容は議案書記載のとおりです。

1番の案件は、令和5年9月6日付で農地転用許可を受けた事業計画について、新たに隣接する土地を使用貸借し、事業計画区域を拡張するために必要となる承認申請です。

当初の転用目的と変更なく、個人住宅及び農業用倉庫敷地として利用する内容となっています。申請地は第2種農地に区分され、転用行為を行うのに必要な資力が確保されていること、用途に供する見込みが確実であることなどから承認できると判断しました。

なお、この案件については議案第73号農地法第5条の規定による許可申請について、7ページの申請番号16番と同時に申請がなされております。

それでは、御審議方、よろしくお願ひいたします。

議 長

ただいま事務局から説明をありました案件につきまして、各担当委員さんから説明をお願いします。

1番、東陽。

推進委員

東陽地区担当の黒田です。

申請番号1番について説明いたします。2月23日、借り主並びに宮山委員さんと現地の方を確認しました。先ほど説明がありましたけど、当初昨年9月に借り主が両親の実家の横に個人住宅を建てる予定で一応許可申請が通ってございましたけれども、後で土地の一部が急傾斜地特別警戒区域、通称レッドゾーンに指定さ

れているということで、当初の計画どおりできないということで計画が変更になりました。担当としては何ら問題ないと思われまますので、御審議よろしくお願ひします。

議 長

以上の案件につきまして、皆さんから何か質問はございませぬか。

(質問、意見なし)

議 長

では、異議がなければ挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

挙手全員ということで認めることといたします。

次に、議案第73号農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第73号農地法第5条の規定による許可申請について、議案書3ページから7ページのとおりに付議いたします。

今月の申請は、所有権移転が15件、使用貸借権が1件、合計16件で、内容につきましては議案書記載のとおりです。

それでは、最初に農地転用許可の立地基準について説明いたします。

3ページの1番の案件は、用途地域内の農地であるため、第3種農地に区分され、許可は可能と判断しました。

2番の案件は、おおむね10ヘクタール以上の広がりのある区域である農地のため第1種農地に区分されますが、集落に居住する者の日常生活上必要な施設で、集落に接続して設置されること、また土地選定の代替地について検討済みであることから、許可の例外規定に該当し、許可は可能と判断しました。

4ページをお願いします。4ページの3番、4番の案件は、用途地域内の農地であるため第3種農地に区分され、許可は可能と判断しました。

また、4番の案件につきましては無断転用であったため、追認許可を得るための始末書が添付されております。

5番の案件は、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地のため第1種農地に区分されますが、集落に居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されること、また土地選定の代替地について検討済みであることから、許可の例外規定に該当し、許可は可能と判断しました。

下の5ページをお願いします。5ページの6番、7番、8番、9番、次の6ページをお願いします。6ページの10番、11番、12番、下の7ページの13番までの案件は、全て用途地域内の農地であるため第3種農地に区分され、許可は可能と判断しました。

なお、6番の案件につきましては無断転用であったため、追認許可を得るための始末書が添付されております。

次に、14番の案件は千丁支所からおおむね300メートル以内の区域にある農地のため第3種農地に区分され、許可は可能と判断しました。

15番の案件は、上下水道の2管が埋設されている道路の沿道で、おおむね500メートル以内に2つ以上のその他の公共施設または公益的施設がある農地のため第3種農地に区分され、許可は可能と判断しました。

次に、16番の案件は先ほど御審議いただきました議案第74号農地法第5条事業計画変更、8ページの申請番号1番と同時申請されている案件となります。当初の転用目的と変更なく、個人住宅及び農業用倉庫施設として利用しますが、新たに隣接する土地を使用貸借し、事業計画区域を拡張する内容となっています。申請地は農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の小集団の生産力の低い農地で、第2種農地に区分されます。土地選定の代替地について検討中であることから、許可は可能と判断いたしました。

次に、一般基準について説明いたします。

農地転用の確実性や周辺農地に悪影響を及ぼすおそれがないことなどから、全ての案件が許可は可能と判断いたしました。

それでは、御審議方、よろしくお願いたします。

議 長

ただいま事務局から説明がありました案件につきまして、各担当委員さんから説明をお願いします。

1番、郡築。

推進委員

郡築担当の吉田です。

申請番号1番、2番について説明いたします。

24日に担当委員で現地確認を行いました。1番は、出し手は一人暮らしで、田は人に耕作していただいておりますが、耕作者も高齢になり、もうできないと伺いました。受け手は、□□□□□□□□などを行う業者で、さきの水害の影響で収集量が増大しており、今の状態では手狭であり、今回申請地を買い受けて資材置き場として利用するとのこと。申請地は準工業地域でもあり、周りをコンクリート擁壁で囲み、水路などに土砂の流出を防止するとのこと。

なお、近隣の住民の方に説明するように伝えてあります。

議 長

推進委員

続きまして、申請番号2番について説明します。

出し手は農業を行っておらず、現況雑草の処理だけをしてある農地で、今回受け手が一部を買受け、個人住宅を建設するとのことでございます。場所は申請番号1番の道路を挟んだところです。何ら問題ありません。御審議お願いします。

3番、八千把。

八千把担当の中面です。

申請番号3番から11番について説明します。

3番、申請地は竹原町の□□□□□□□□□学校より西へ△△△メートル行ったところで、現況〇〇さんのほうが荒地状態、〇〇さんのほうが稲作を耕作されている農地で、ここを7区画の分譲地にしたいといった申請になります。何ら問題はないと思います。

4番、申請地は□□□小学校より南へ△△△メートル行ったところで、現況荒地状態の農地で、ここにアパート1棟を建築したいといった申請になります。何ら問題はないと思います。

5番、申請地は海士江町の□□□□□店より東へ△△△メートル行ったところで、周りが住宅地で、現況野菜の苗床として使用されている農地で、ここに共同住宅3棟を建築したいといった申請になります。何ら問題はないと思います。

6番、申請地は田中町の〇〇〇〇〇〇で、周りが住宅地で、現況宅地として使用されている農地で、宅地拡張しようとしたところ、建物の一部が越境しているのが判明したため、所有権移転とともに今回の申請になりました。無断転用のため、始末書が添付されています。

7番、申請地は古閑中町の消防古閑中第一町内の□□□□□より北へ△△△メートル行ったところで、周りが住宅地で、現況畑として使用されている農地で、ここに個人住宅を建築したいといった申請になります。何ら問題はないと思います。

8番、申請地は古閑中町の区画整理区域内の□□□□□□□より西へ△△△メートル行ったところで、周りが住宅地で、現況荒地状態の農地で、ここに個人住宅を建築したいといった申請になります。何ら問題はないと思います。

9番、申請地は田中町の□□□□□□□□□□店より東へ△△△メートル行ったところで、周りは住宅地で、現況荒地状態の農地で、ここを宅地分譲2区画及び建て売り住宅として利用したいといった申請になります。何ら問題はないと思います。

10番、申請地は田中町の□□□□公園より北へ△△△メートル行ったところで、周りが住宅地で、現況荒地状態の農地で、ここにアパート1棟を建築したいといった申請になります。何ら問題はないと思います。

議 長

1 1 番、申請地は田中町の□□□□□□□□□□店より北西△△メートルで、周りが住宅地で、現況畑として使用されている農地で、ここに個人住宅を建築したいといった申請になります。何ら問題はないと思います。審議をお願いします。

推進委員

1 2 番、松高。

八代松高地区の担当の鞍本です。

申請番号1 2 番について説明します。2 月 2 4 日に倉井委員さんと申請地を確認しました。事業内容は、建設業を営む譲受け人が申請地の農地を取得して宅地分譲する計画です。申請地は松崎町の農地で、東側に私道路を隔てて□□□□□があり、北側、西側、南側と住宅地に囲まれて、農業生産性の低いところですが、隣接する農地もなく、何ら問題ないと思います。御審議方、よろしくをお願いします。

議 長

1 3 番、太田郷。

推進委員

太田郷担当の渡邊です。

申請番号1 3 番について御説明いたします。

2 5 日、有馬委員とともに申請地のほうを確認に参りました。所在、長田町、県道八代臨港線沿い、□□□□□□□より西へ△△△メートル、□□□□□□□□□□□□店南西西向かいにあります。

受け人の方は、申請地を買い受けてアパート 1 棟を建築したいとのことでした。申請地は住宅地に囲まれ、南西側に用排水路、道路を隔てて農地がありますが、何ら影響はないと思います。御審議方よろしくをお願いします。

議 長

1 4 番、千丁。

千丁地区担当の高橋です。1 4 番のことについて、2 月 2 5 日深田委員はじめ 4 名で現場を確認に行きました。場所は、□□□□□から南に△△メートル行ったところですが、譲受け人は、今アパート暮らしをされていて、そこに個人住宅を建設したいということです。何も問題はないと思います。審議のほど、よろしくをお願いします。

議 長

1 5 番、鏡。

推進委員

鏡地区担当の藤山です。

申請番号1 5 番について説明します。2 月 2 2 日に申請地の現地確認を行いました。

た。譲受け人は□□□□□店を経営されており、従業員用の駐車場を造る計画です。申請地は、八代市鏡支所よりほど近く、西側は県道14号に面しており、ほかに隣接する農地はありません。周囲の農地への影響はないと思います。御審議方、よろしくをお願いします。

議 長

16番、東陽。

推進委員

東陽地区担当の黒田です。

申請番号16番について説明します。2月23日、借り主並びに宮山委員さんと現地のほうを確認しました。現在アパートに住まれている借り主が両親の実家の横に個人住宅を建てられる予定でしたが、昨年9月に許可申請が通っていましたが、先ほどありましたように土地の一部が急傾斜地警戒特別地域、レッドゾーンに指定されていたため、計画を変更し、新たに借り主の父の所有する隣接の土地を借り受け申請することになりました。担当としては何ら問題ないと思いますので、御審議のほう、よろしくをお願いします。

議 長

以上の8件につきまして、皆さんから何か質問はございませんか。松本委員。

農業委員

先ほどの説明もあったんですけど、16番の急傾斜地特別警戒区域となってますとあるんですが、その内容をちょっと教えてもらえればと思います。

議 長

事務局から説明をお願いします。

事務局

お待たせいたしました。

先ほど松本委員から説明がありましたとおりでございます。当初予定していた土地に隣接するのは北側の山手側になりますけれども、そこがいわゆる急傾斜地特別警戒区域、レッドゾーンですよね、土砂崩れなどがあれば危険な区域ということで指定されている場所が一部あったということで、建物を建てるにはちょっとリスクがある場所ですね。急傾斜地特別警戒区域ということなので、当初転用許可を得られていた一筆では住宅はどうしても建てられない、急傾斜地特別区域にその土地の一部が入っていることが分かったということで、新たに隣接する東側の土地をまた新たに父親から借り受けて、建設するという事になったということでございます。ただ、急傾斜地特別警戒区域がどのようなものかについては詳細は説明ができませんんですが、かいつまんで言えばそのようなものということになります。

農業委員

分かりましたけれども、それでは農地としてそのまま使うというのは問題ないです

ね。

事務局

すみません、私のほうから、以前東陽地区のほうで業務を行っていた関係で知り得た情報なんですけれども、急傾斜地特別警戒区域、東陽の場合は公共施設も含めまして結構このエリアに入っているということで、農地関係も相当入っております。農業するには、そこで生活するというものではありませんので、特段支障はないのかと。以上です。

議 長

ほかに何か質問ありませんか。

(質問、意見なし)

議 長

では、異議がなければ挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

挙手全員ということで認めることといたします。よって申請を許可いたします。ただし、郡築一番町の案件は3,000平米を超える転用要件であることから、県の諮問会議に、許可相当として進達します。

議案第75号農用地利用集積計画について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第75号農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律、令和4年法律第56号、附則第5条第1項の規定による農業地利用集積計画を議案書9ページから29ページのとおり付議いたします。

今月は、貸借権設定が31件、面積は17万3,810m²、所有権移転が5件、面積が1万8,048m²です。これら申請のあった案件につきましては、農用地等の効率的利用や農作業の常時従事など、各要件を満たしていると考えます。

なお、この基盤強化法による農用地の売買では、農地中間管理機構へ譲渡した場合など、譲渡所得の特別控除が受けられる優遇措置が取れますので、農地として売買の相談があった場合は当局にお尋ねいただきますようお願いいたします。

来月3月の熊本県農業公社との農地の所有権移転は、3月6日水曜日に実施いたします。関係する地区は、千丁町古閑出、鏡町鏡、鏡町北新地です。地区の担当委員会におかれましては、御出席いただきますようお願いいたします。

以上で説明を終わります。

議 長

ただいま事務局から説明がありましたが、皆さん何か質問はありませんか。

(質問、意見なし)

議 長

質問がなければ、これは農用地利用集積計画でございますので、提案どおり決定することといたします。

議案第76号農用地利用集積計画の一括方式について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第76号農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律、令和4年法律第56号、附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画について、議案の30ページから40ページのとおり付議いたします。

本日の農用地利用集積計画は、賃借権設定が15件で、面積は5万9,010m²、使用貸借権設定が5件で、面積は4万9,487m²、合計の面積は10万8,497m²です。これら申請があった案件につきましては、農用地等の効率的利用や農作業の常時従事など、各要件を満たしていると判断されます。

議案第76号の説明につきましては以上です。

議 長

ただいま事務局から説明がありましたが、皆様何か質問はありませんか。

(質問、意見なし)

議 長

質問がなければ、これは農用地利用集積計画でございますので、提案どおり決定することといたします。

議案第77号農用地利用集積等実施計画案について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第77号農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項の規定により作成した農用地利用集積等促進計画について、議案書41ページから44ページのとおり付議いたします。

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項により、農用地利用集積等促進計画案について農業委員会に意見を聞くというものです。

今回の案件は、更新が1件、配分先の変更が3件、権利の移転が4件です。受け人・農地につきましては、議案書記載のとおりです。なお、申請のあった案件につ

きましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条あ5項第2号及び第3号に規定されている農用地等の効率的利用や農作業の常時従事を満たしていると判断されます。

議案第77号の説明につきましては以上です。

議 長

ただいま事務局から説明がありましたが、皆さん、何か質問はありませんか。

(質問、意見なし)

議 長

質問がなければ、これは農用地利用集積等促進計画でございますので、提案どおり決定することといたします。

議案第78号非農地証明願について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第78号非農地証明願について、議案書45ページのとおり付議いたします。

今月の申請は2件で、その内容は議案書記載のとおりです。

1番の案件は、山林であることの証明願です。申請地は、現在の所有者の父が取得した60年以上前から山林の状態であったが、今般地目が焼畑・切替畑であることが判明しました。現地は山林の様相を呈しており、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合に該当し、令和6年2月9日に現地調査を行った後に、地区農業委員と協議した結果、非農地と判断しているところです。

2番の案件は、宅地であることの証明願です。申請地は、以前より宅地として利用していましたが、今般地目が農地であることが判明いたしました。固定資産課税台帳明細書により、昭和6年には住宅が建築されていたことが証明されており、このことから、農地法施行日である昭和27年10月20日以前から引き続き非農地であった土地であり、令和6年2月16日に宮地地区農業委員による現地調査を行った結果、非農地と判断しているところです。御審議方お願いいたします。

議 長

ただいま事務局から説明がありました案件につきまして、担当委員さんから説明をお願いします。

1番、泉。

農業委員

泉担当の松田です。1番の案件につきまして説明します。

先ほど事務局から説明がありましてとおり、2月9日事務局職員で現地調査を行った後、事務局と農業委員で協議した結果、現地は森林の様相を呈しており、非農

地としても何ら問題ないかと思われます。御審議方、よろしくお願ひします。

議 長

2番、宮地。

推進委員

宮地担当の林田です。2月16日の日に農業委員である有馬さんと市の職員の方と3名で現地調査を行いました。現地の一部には建物が建っておりましたが、他の部分については草や木があり、別に何ら問題はないというふうに思ひます。よろしくお願ひいたします。

議 長

以上の案件につきまして、皆さんから何か質問はございませぬか。

(質問、意見なし)

議 長

では、異議がなければ挙手をお願ひします。

(全員挙手)

議 長

挙手全員ということで認めることとし、農地法第2条第1項の規定により農地に該当しないため、証明書を交付することに決定いたします。

本日予定の議案は全て終了しました。本日は地目変更届、農地法第18条第6項の規定による合意解約届出がありましたので報告します。

これもちまして、2月の八代市農業委員会を閉会いたします。皆様お疲れさまでした。

八代市農業委員会会議規則第19条第1項の規定により署名する。

令和6年2月29日

八代市農業委員会 会長 _____

八代市農業委員会 委員 _____

八代市農業委員会 委員 _____